

# 大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討業務

## 業務委託仕様書

### 1. 業務名

大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討業務（以下「本業務」という。）

### 2. 本業務の目的

大阪府では、2020年3月に「大阪スマートシティ戦略 Ver1.0」を策定し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博に向けて、「住民の利便性の向上を最大目標として、住民とともに、住民目線で、スマートシティを実現するための取組みを進める」こととしている。

さらに、2020年12月に開催した「第8回大阪スマートシティ戦略会議」においては、コロナ禍を踏まえ、あらゆる分野でデジタル化の加速が求められる中、新たな考え方として、社会的弱者を対象としたICTサービスの拡充、民間企業による持続的な事業としての公民共同サービスの創出等を取組みの柱とする考えを示したところである。

このような背景を踏まえ、府域全体における住民の生活の質（QoL）の向上に向けて、特にシニア層の抱える課題をICTの活用により解決することを目的とした「大阪スマートシニアライフ事業」の推進をスマートシティ戦略の主要事業として位置付けることとした。

「大阪スマートシニアライフ事業」の目的は以下の3点である。

- ① 大阪府内のシニア層及びその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICTをベースとしたシニアサポートサービスを提供
- ② 持続可能な形で住民 QoL 向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑むエコシステムを構築し、併せて府の参画による公益性を維持担保するガバナンスを通じて、社会的弱者への資源配分とデータの積極的活用を企図
- ③ 運営主体として公民一体の事業体を設立し、行政及び民間サービスをワンストップで府域全体に提供するプラットフォームの構築・運用

「大阪スマートシニアライフ事業」においては、令和4年度までの事業体の設立ならびに本格事業開始に向けて、令和3年度は主に準備を行うフェーズとして位置付けている。

本業務では、本格事業開始に向けて、ロードマップの策定や必要な機能、ルール等を明確化するとともに、全国に先駆けた公民連携のプロトタイプとなるスキームを企画・検討

することを目的としている。

### 3. 業務内容

#### (1) 事業全体企画立案支援

- ① サービス対象となるシニア層についての課題を整理し、セグメントやペルソナを設定の上、実証事業の内容・結果を考慮しサービス利用イメージの案を作成すること。
- ② 民間企業が事業体に参画することに対する社会的意義、社会的責任を明らかにし、社会的弱者への資源再配分など「大阪スマートシニアライフ事業」の趣旨・目的に沿った企画案を整理すること。
- ③ 展開地域や展開ステップの整理を行い、事業展開案を作成すること（ロードマップの策定）。
- ④ 「大阪スマートシニアライフ事業」の利用促進・普及推進案を作成すること。利用促進・普及推進案作成にあたってはデジタルデバインドへの対応を考慮すること。
- ⑤ 事業体推進のためのルール案を作成すること。

#### (2) 事業体設立に向けた企画立案支援

- ① 事業体設立の手法を整理し、案を作成すること。
- ② 事業体が具備すべき役割や機能範囲を検討し、事業体として相応しい法人格の案を作成すること。
- ③ 事業体、民間企業、行政の果たすべき役割をそれぞれ明確にすること。
- ④ 事業体として持続的に運営可能と想定される財務モデル案を作成すること。
- ⑤ リスク対応のシナリオ案を作成すること。
- ⑥ 事業体設立に向け、各種調整の支援を行うこと。

#### (3) データガバナンス検討

- ① 本事業において取り扱うデータ（個人データ、オープンデータ）について、管理方法や収集方法の案を作成すること。
- ② データの種別（流通データ、保持データ）を洗い出し、整理すること。

#### (4) 実証事業推進支援

本事業とは別に、民間企業を中心に設立する「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」（令和3年3月25日に協議会参画企業の公募を開始）にて令和3年度中に実証事業を実施する計画である。この実証事業において、以下の支援を行うこと。

- ① 実証事業における費用見積ならびに協議会の財務モデル案の作成を支援すること。
- ② 協議会の運営支援を行うこと。

#### (5) 実証事業評価

- ① 実証事業参画住民に対してアンケートやヒアリングを行い、結果を整理すること。
- ② 実証事業の効果を測定し、評価すること（事前にKPIを設定すること）。
- ③ 実証事業における課題を整理し、課題解決策を提案すること。

(6) 報告書作成

- (1)～(5)までの内容を報告書に取りまとめること。

#### 4. 業務遂行にあたり考慮すべき事項

業務内容の遂行にあたり、以下の事項を考慮すること。

- (1) 業務内容における各種検討にあたっては内閣府ホームページに公開されている「スマートシティ分野アーキテクチャ構築」や「パーソナルデータ分野アーキテクチャ構築」の資料を確認し、その内容を踏まえて大阪府としてのあり方を検討すること（参考URL：  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>）。
- (2) 公募後や契約期間中に内閣府などの各種機関より公開される資料についても調査・検討時の参考資料とすること。
- (3) 別途調達を行う、「大阪府版都市OS構想検討事業」および「大阪版パーソナルデータバンクのあり方検討に関する調査業務」の内容も考慮の上作業を行うこと。
- (4) 作業の進捗状況を定期的には大阪府に報告すること（例：月1回）。
- (5) 作業進捗を阻害するような課題が発生した際にはすぐに大阪府に報告すること。
- (6) 大阪府が指定するタイミングで中間報告を行うこと。

#### 5. 提案を求める項目

(1) 基本的事項に関する提案

スマートシティ分野に関する十分な知識・理解・経験と本業務の趣旨・目的を理解した上で、説得性のある論理的かつ具体的に提案すること。

(2) 業務内容に関する提案について

- ① 業務内容に記載されている内容について、作業項目、作業スケジュールなどを記載提案すること。
- ② 報告書の目次案など、報告書に記載する内容、成果物のイメージについて記載提案すること。
- ③ ①②の提案内容を裏付ける根拠および実行能力を具体的に提案すること。

(3) 業務実施体制に関する提案

- ① 具体的かつ無理なく実施できるスケジュールを提案すること。

② 本業務を確実に遂行するために必要な経験と実績を有した管理責任者および担当者の配置について提案すること。

(4) その他追加提案

上記の内容や業務内容以外に、効果的な調査・分析を行うために必要な内容があれば提案すること。

6. 契約期間

契約期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

7. 納品物

以下に示すものについて、紙1部及び電子媒体(CD-ROM等)2部を納品すること。

納品物の作成にあたっては、定期的に大阪府と打合せを行い、記載内容について双方認識齟齬が発生しないようにすること。

なお電子媒体の形式はWord, Excel, PowerPointなどの編集可能な形式とすること。

- ・大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討に関する調査報告書
- ・大阪スマートシニアライフ実証事業に関する評価報告書

8. その他

・業務の実施に際しては、大阪府の指示に従うこととし、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については、大阪府と協議の上決定するものとする。

・受託者は、個人情報保護に関する法律及び、大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、業務上知り得た内容について、第三者に漏洩しないこと。

・契約期間終了時、大阪府より提供された資料・データのうち消去要と記載するものについては確実に消去すること。また、受注者は発注者に「データ消去作業報告書」を提出すること。